

交通事故被害者の会

第54号

2017年8月20日 (年3回発行)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章
事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内
TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://hk-higaisha.a.la9.jp/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

飲酒ひき逃げに厳罰を！ 遺された親の願い

小樽市 斎藤 敬子

北海道の長い冬がまだ終わりを告げる前の昨年（平成28年）3月16日の未明に事故は起きました。

当時27歳の長男は青信号で渡っていたのに、飲酒運転の車にはねられ、救急車で搬送されましたが数時間後に亡くなりました。

犯人は出頭する事もなく、十数時間に渡り逃走し、アリバイ工作もしていました。「つかまらなければ自分は関係ない」、そういう気持ちだったのでしょか。この事実だけでも、どんなに異質な事故であるか理解して頂けると思いません。

事故直後は、法律や司法等は正義の味方であると、漠然と感じていました。こんなひどい事故を起こしたのだから、それ相応の罰が下ると信じていました。

しかし、事故について沢山の事を知るようになりましてから、そうではないと感じるようになりました。

起訴内容は、過失運転致死 アルコール等影響発覚免脱罪でした。道路交通法違反と合わせても、求刑は7年、判決は5年です。道内で初めての発覚免脱罪が適用になり、一定の評価をして頂いたと聞き及びましたが、遺族の立場ではとても納得はできません。

なぜ、殺人罪と並ぶ重大犯罪の一つである危険運転致死傷罪ではないのでしょうか。刑事法には、アルコールの影響とか赤信号を無視した場合と明確に書かれています。

一審の検事さんからは、過去の判例からこのような量刑になったと説明を受けましたが、いつまでも過去の判例を参考にすると凶悪な飲酒運転事故は他にも起きていたし、過去の事故のご遺族の大変な努力によって新しい法律も出来ていたのに、それ以前と何も変わっていないし、これからは社会の意識も変わることはないのではないかと、絶望的な気持ちになりました。

今でも、報道で、酒気帯び運転摘発などの記事を見ると、社会の飲酒運転に対する認識はまだまだ低いと悲しく感じます。現代社会には欠くことの出来ない車ですが、ひとたび事故が起きると被害者とその家や周辺の人々には大きな悲しみです。

もう二度とこんな悲劇が起きないように、自分には何が出来るかわかりませんが、考えて行きたいと思っています。

(5月13日の会員交流会での発言より)

〈事件概要〉2016年3月16日、小樽の市道で、青信号横断中の斎藤勝彦さんは、飲酒運転の車にひき逃げされ死亡。札幌地裁小樽支部は、9月28日、加害者を自動車運転処罰法違反（発覚免脱罪）と道交法違反（ひき逃げ）で、懲役5年の判決。加害者が控訴したが、札幌高裁は、2017年1月26日これを棄却。上告に対しても、最高裁は6月6日に棄却し刑が確定した。（発覚免脱罪の適用は道内初）



斎藤勝彦さん
当時27歳

〈主な内容〉① 巻頭手記 ②意見陳述（斎藤 達典）③「飲酒・暴走によって失われた大切な家族」（中島 康博）④旭川事件判決について（青野 渉）⑦小樽4人死傷事件最高裁決定について（山田 廣）⑨ 定期総会・交流会 ⑬ 7・24シンポ ⑭ 会員の活動報告 ⑮ いのちのパネル展 ⑯ 日誌 他

意見陳述

あなたが生きようとしている明日は 兄が生きたかった明日です

小樽市 斎藤 達典

無惨な事故によって兄を失った私、そして家族の心情をお話し致します。(中略)

病院に着き、変わり果てた兄の姿を見た瞬間、言葉を失いました。頭には包帯を巻かれ、目はふくれ上がり、たくさんの管で見たことも無い機械に繋がれて横たわっていました。

これは現実なのか？夢じゃないのか？夢ならなんて最悪な夢なんだと、早く覚めてくれと思いました。数日前に実家に帰省した時には、いつもと変わらずそこにいて、久方ぶりに会話も交わした、そんな兄が、何故こんな惨たらしい姿で横たわっているのか、分からずにいました。

父の、何かを思い詰めた今まで見たことの無い顔。泣きじゃくりながらも兄のそばで必死に呼びかける母。啞然として立ち尽くす弟の姿は今でも鮮明に覚えています。

頭を強く打ち、頭内で出血が止まらず手の施しようがないと、後は本人の気力次第だと医師から告げられました。意識は無くても母が声を掛けると、下がっていた数値が上がり、閉じた目には涙を浮かべていました。母はずっと「私の子供に生まれてくれてありがとう」「ありがとう、ありがとう」と何度も言っていました。

私たちの呼び掛けも虚しく、午前5時頃、兄は日の目を浴びる事なく静かに息を引き取りました。私と弟は長兄を、父と母は息子を失いました。

母に関しては、自分がお腹を痛めて産んだ我が子を、計り知れない痛みと苦しみの中で死なせてしまった、自責の念が渦巻いていたと思います。

兄を、家族を失った悲しみと同時に、犯人に対し、怒りが込み上げてきました。「人殺し」と。(中略)

ある日突然、この被告が起こした、言われ無き暴力のような事故によって、大切な家族の命を奪われた苦しみと無念を想像してみてください。まさに、生きながら内臓をえぐられるような苦しみです。

被告は酒を飲んで運転をしていました。酒を飲んで運転する事の危険性は誰でもわかりますよね？

自分は大丈夫。自分には関係ないとでも思っていました？

それをないがしろにした被告は、一步間違えれば、殺人マシーンになり得る車を所有して、運転する事の重大さを自覚する感覚が著しく欠けているように感じます。

それだけでなく、被告は兄を助けることなく、逃げて、自分の罪を免れようとしていました。とても卑怯だと思います。

このような人格が今回の事故を起こしたのだと思います。そう思うと「罪を憎んで人を憎まず」などは、到底思えません。(中略)

(被告には)厳正なる処罰を求めます。信号を無視し、人をはね、殺して、尚且つ逃げる事が出来た被告が、このまま軽い刑で、たったの数年で世間に出て「罪を償った」というのは許せません。

人を殺しておいて、自分は、また元の幸せな生活に戻るなんて、被害者からしたら地獄です。

あなたが生きようとしている明日は、兄が生きたかった明日です。

あなたは、何の罪も無い人を、身勝手な行動で殺したのです。一生償ってください。

自分がどれだけの事をしたのか。

法律ではない、人間として最低な事をしたあなたが、人間だと言うなら、人間としての尊厳のもとで、自分のしたことの罪深さを考えてみてください。

(平成28年9月28日 札幌地裁小樽支部公判にて)

※ 達典さんは、巻頭ページ斎藤勝彦さんの弟さんです。本意見陳述は、5月13日の会員交流会の資料とされたものです。



交流会で発言する斎藤敬子さん 「道新」5月17日

身勝手な飲酒運転・暴走によって失われた大切な家族

旭川市 中島 康博

私は、妻の朱希（あき）と、11年前に共通の友達との食事会で知り合いました。優しく、誠実で、家庭的な人で、この人と一緒に暮らしたいと思い、9年前に結婚しました。私の体調をいつも気遣ってくれ、毎日おいしい食事を作ってくれました。また、二人で旅行をしたり、仕事の相談をしたりと、とても幸せな毎日を送っていました。

7年前に息子が生まれ、さらに幸せな毎日になりました。朱希は、とてもかわいがり、大切に育てていました。

昨年5月4日、朱希は勤務先から自宅に戻る途中、〇〇〇〇が運転する普通乗用車に対向車線から突っ込まれ、搬送先の病院で亡くなりました。朱希が運転していた普通乗用車は、右前部が跡形もない壊れ方でした。〇〇〇〇は、自宅や友人宅で大量に飲酒したにも関わらず、旭川市内を普通乗用車で目的もなく徘徊し、さらにビールを買い足して飲酒しながら運転、その上、他車を煽ったり無理に追い抜いたり危険な行為をしながら、一般国道にもかかわらず最低でも時速119kmという非常識な速度で走行しました。当然、まともな運転能力も判断力も失われているわけですから、中央分離帯に衝突して操舵不能になり、朱希の運転する普通乗用車に突っ込んできたのです。

突然の出来事を、私も息子も、到底受け入れられませんでした。ただただ「今までありがとう。幸せだったよ。」と朱希に伝えるしかありませんでした。

事故から1年以上経過し、現在7歳の息子は、母が亡くなった原因を理解できるようになってきており、複雑な心境です。「その人がぶつかってこなかったら、お母さんは死ななかったんだよね?」「こんなこと、絶対に許してはいけません!」と話しています。

母が亡くなってから1年3ヶ月の間、息子は母に甘えられた幸せな日々を思い出しては、「お母さんに会いたいよー!」と泣いています。私は、「お父さんも同じ気持ちだよ。」と伝えながらも、息子を不安にさせないために、「お父さんがいるから、大丈夫だよ。平気だよ。」と振る舞うよう努めています。しかし、私も悲しくて寂しくてたまりません。息子と離れている時間には、朱希と過ごした日々を思いだし、涙が出てきます。

〇〇〇〇は、事故後の供述では、「できるだけのことをして償っていく」と話していたそうです。しかし、今までにみた被告人の行動は、たったの手紙一通。また、事故直後に「被害者に申し訳ないので、隠さず本当のことを話す。それが償いだ。」という供述もしています。

ところが、裁判では、被告人が話すのは、数えきれない

「覚えていません」という言葉。事後発生後の供述調書とは違う、事実をごまかしすりかえようとする言葉。自分が不利になることは黙秘。誠意など全くなく、最初から最後まで自分の罪を軽くすることしか考えていないことが分かりました。

第一審では、危険運転致死罪が成立し、懲役10年が言い渡されました。しかし、〇〇〇〇側はこの判決を不服として、控訴しました。旭川地方検察庁が「過失運転致死罪と道路交通法違反」で起訴したことから始まった私の闘いは、まだまだ続くようです。

自動車が走る世の中ですから、事故が起こることはあります。しかし、世の中の人々は、事故が起こらないように努力しています。酒を飲んだら運転をしないなんて、基本中の基本、守って当たり前のことです。そんなことも守れないなら、自動車を運転する資格はありません。この事故は、自動車を凶器とした、無差別殺人です。法を守ることはもちろん、他人に迷惑を掛けずに生活しようという、人間として当たり前の感性があれば、このようなことにはなりません。

〇〇〇〇は、私たちの人生をめちゃくちゃにしました。息子は、成長とともに事件の状況の理解を深め、被告人への憎しみや怒りに苛まれ、苦しむことでしょう。私は、父親として、息子を支えることを何よりも大切にして生きていこうと思います。



中島朱希さん
当時38歳

事件概要

2016/5/4 旭川市の国道で、飲酒暴走運転の加害者により中島朱希さん（38歳小学校教諭）被害死
5/25 旭川地検はハンドル操作ミスの過失運転で起訴
6/16 被害者家族と「連絡会」は訴因変更を上申・要請
7/8 旭川地検は訴因を危険運転致死罪に変更
2017/7/6 旭川地裁は懲役10年の判決（求刑14年）

寄稿

旭川飲酒暴走事件の判決報告

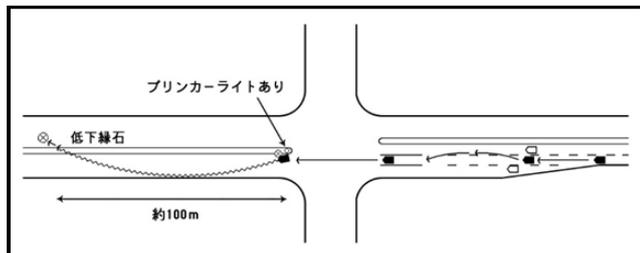
代理人 弁護士 青野 渉

1 事件の概要

加害者は、事件当日の平成28年5月4日、朝からビールを飲み続け、午後6時59分（事件発生時刻）までのおおむね3リットルほどのビールを飲んでいました。なお、事件直前の信号待ちの間にも車内でビールを飲んでいました。

加害者は、加害車両を運転して片側2車線の国道12号線を時速100キロ以上で走行していたところ、前に2台の車両が時速約60キロで走行していて追い抜くことができず、この2台の車に対して急接近してあおり行為をしています。その後、2台の車の車間距離があいたので、その間をすり抜けて、急加速して事件現場の交差点に進入したところ、交差点出口側の中央分離帯に衝突しそうになり、ブレーキを踏むと同時にハンドルを左に切りました。しかし、避けきれずに中央分離帯に右前輪が接触し、その衝撃で右前輪がはずれ、加害車両は制御不能となって自車線を100メートルほど走行した後で中央分離帯に乗り上げて反対車線に向かってジャンプし、反対車線を走行していた被害車両に衝突しました。

事故の42分後の検査で呼気中のアルコール濃度は0.45mg/lでした。ただし、10秒間の直立と10メートルの歩行については正常とされています。



2 訴因変更と裁判の結果

旭川地検は、平成28年5月25日、過失運転致死罪及び酒気帯び運転罪で起訴しました。被害者遺族は、この判断に納得できず、交通犯罪の被害者遺族有志の連絡会と協力して、旭川地検・札幌高検に危険運転致死罪の適用を要望し、平成28年7月8日、危険運転致死罪に訴因変更がなされました（この経緯は会報51号参照）。訴因変更後は、約1年にわたり公判前整理手続が行われた後、平成29年6月26日から7月6日まで、旭川地裁で裁判員裁判が開かれました。7月6日に言渡された判決では、前方注視や運転操作が困難であったとの事実は証拠上認められないとしつつ、他方で「自制心が著しく低下し、道

路状況に従って安全に運転するのに必要な判断能力を喪失した状態で自動車を運転した」と指摘され、危険運転致死罪の成立が認められました（懲役10年の実刑）。

なお、7月19日、被告人側が控訴したため、今後、札幌高等裁判所で再度審理が行なわれる予定です。

3 危険運転致死傷罪の運用と裁判例

2001年に危険運転致死傷罪が立法された当初は、かなり限定的な適用がなされており、事故後の飲酒検知において10秒間の直立や10メートルの歩行が正常にできているケースや事故現場まで一定の距離を運転しているケースは、「正常な運転が困難な状態」（注1）とはいえないとして、危険運転致死傷罪での立件を断念することが多かったようです（会報40号参照）。

しかしながら、飲酒をすると、身体機能に影響がでる以前に、脳の前頭葉（自制心や判断力を司る）の機能に影響が出ます。「立てない・歩けない」という症状がでる以前に「自制心が低下する」「自信過剰になる」「高速走行を危険だと感じない」「注意力が減退する」といった症状にあらわれてきます。実際の事案をみても、身体機能への影響が明確にあらわれる（歩けない・立てない状態になる）以前の段階でも、判断力や自制心が低下して飲酒の上で明らかに異常な走行をして事故を起こしている例は少なくありませんでした。

こうした状況のもとで、平成23年10月31日、最高裁は、福岡事件（注2）で、飲酒類型の危険運転致死罪の適用について重要な判断を示しました。

福岡事件の地裁判決は「脇見が原因なので、危険運転致死罪は成立しない。」と判断しました。これに対し高裁判決は「脇見ではなく、前を見ていたのに先行車両に気付かなかったので危険運転致死罪が成立する。」と判断しました。最高裁は、地裁と高裁の最大の争点であった「脇見運転であるか、前を見ていたのに先行車両に気付かなかったのか」という問題について「証拠上は判断できない。」としたうえで「（脇見が原因かどうかは本質的な問題ではなく、いずれであっても）危険運転である。」と判断したので

す。要するに、身体機能（目の機能）に異常をきたしている場合（＝前を見ていたのに先行車が認識できない状態）は当然として、精神機能としての判断力

や注意力の著しい減退が生じている場合（＝時速100キロで一般道を走っているのに8秒間も前を見ないことに危険を感じない状態）、のいずれであっても「正常な運転が困難な状態」に該当するという判断を示したのです。

この判断は小樽事件（注3）でも引き継がれています。小樽事件の被告人は「単なる脇見（＝スマートホンを見ていたこと）が原因であり、正常な運転が困難な状態ではなかった。」と弁解をしました。しかし、札幌地裁（裁判員裁判）は「（スマートホンを15～20秒間注視し続けて走行することは）正常な注意力や判断力のある運転者であれば到底考えられないような運転である。」と指摘して精神機能面の能力減退を重視して危険運転致死傷罪の成立を認めました（この判決は、高裁、最高裁でも維持されました。）。

4 旭川事件判決の意義

旭川事件は、このような判例の流れをより明確にし、身体機能面の能力低下を示す明確な証拠がないとしつつ、それでも、自制心の低下や判断力の低下を理由に、危険運転致死罪の成立を認めたのです。

三つの事件を整理すると後段の表のとおりであり、身体機能面での明確な症状（歩けない・立てない）が現れていないケースでも、危険運転致死傷罪の適用を認める裁判例の傾向は確立しつつあるといえます。

これらの各裁判例からすると、「相当量の飲酒」と「客観的にみて危険かつ異常な運転をしたこと（普通のドライバーがしないような危険な運転をしたこと）」が立証できれば、被告人が種々の弁解をしても危険運転致死傷罪が認められる運用に進んで行くのではないかと考えています。

旭川地裁判決に対しては、危険運転致死傷罪の適用範囲が広がりすぎるとの批判があると思われます（おそらく、今後の控訴審では、弁護側は、そうした主張をすると予想されます。）。しかし、私は旭川地裁の判断は正当な判断だと思っています。

自動車は1トンを超える鉄の塊です。簡単に時速100キロ以上の速度を出すことができます。いったん事故が起されれば多数の人の命を奪う殺傷力があり、現に、わが国では、今も毎年約5000人が自動車によって命を奪われているのです。使い方を誤れば、たちまち多数の人の生命を危険にさらす凶器となってしまうもので、物理的な破壊力や殺傷力でいえば拳銃よりも危険なものです（注4）。自動車の殺傷力・破壊力を考えた場合、歩行や直立は正常でも、自制心が低下して速度超過を意に介さずに猛スピードで運転するような状態は、「泥酔状態で歩けない」というケースよりもかえって危険性が高いといえます。今回の旭川地裁判決は裁判員裁判によって常識的な判断がなされたものであり、意義のある判断であると考えています。（あおの わたる）

	呼気中アルコール濃度	10秒直立	10m歩行	事故の異常性	裁判結果
福岡事件	0.25mg/l(48分後)	できた	正常	時速100キロで一般道を走行しながら前方を走行している先行車に衝突(8秒以上前から見えると認定)	H20.1.8 福岡地裁:危険運転否定 H21.5.15 福岡高裁:危険運転成立 H23.10.31 最高裁:危険運転成立
小樽事件	0.55mg/l(44分後)	できた	正常	歩車道の区分のない道路を時速50～60キロで走行しながら4人の成人女性を発見できずに衝突(15～20秒もスマートホンを見ていたと認定)	H27.7.9 札幌地裁:危険運転成立 H27.12.8 札幌高裁:危険運転成立 H29.4.18 最高裁:上告棄却
旭川事件	0.45mg/l(42分後)	できた	正常	時速119キロで中央分離帯に衝突	H29.7.6 旭川地裁:危険運転成立

注1 自動車運転処罰法の危険運転致死傷罪は「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる」ことが要件です。

注2 長時間飲酒した被告人の運転する自動車が、海上橋（一般道路）を時速約100キロで走行して被害車両に追突した事件。追突された被害車両は海に転落し、幼い子供3人が死亡しました。

注3 加害者運転の車両が歩車道の区別のない道路を時速約50～60キロで走行し、歩行中の女性4人をはねてそのまま逃走した事件です。小樽事件については、会報45,46,48,49号参照。

注4 ちなみに道路等の公共の場で拳銃を発砲した場合は、人に弾が当たらなくても（空に向けて撃っても）、発射罪（銃刀法3条の13違反）が適用されます。この罪の最高刑は無期懲役です。



小樽飲酒4人死傷事件 最高裁は上告棄却し懲役22年確定

平成29年4月18日、最高裁第1小法廷（小池裕裁判長）は、平成26年7月13日に小樽市銭函で発生した飲酒ひき逃げ事件の〇〇被告の上告を退ける決定を行いました。これにより、（一審と二審の）危険運転致死傷罪（ひき逃げとの併合罪）での懲役22年の刑が確定しました。

この事件、当初札幌地検はスマートフォン使用による過失運転致死傷罪で起訴しましたが、私たちは被害者ご家族とともに「被害者等連絡会」を作り、福岡事件の最高裁決定を踏まえての訴因変更を求める要請署名活動を展開しました。

この必死の訴えに、全国から7万7千筆余の署名が寄せられるなど世論の後押しもあり、3か月後に訴因変更成り、平成27年7月札幌地裁は懲役22年の判決。同年12月の二審札幌高裁も被告の控訴を棄却していたものです。

この決定の意義ですが、幼児3人が犠牲になった福岡事件の最高裁決定（平成23年10月31日）が、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の認定指針を「事故の態様のほか、事故前の飲酒量及び酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮すべき」とし、何より「事故態様が正常な状態にある運転者では通常考え難い異常なものかどうか」を重視して、直接の過失が脇見であっても認定できるとしたことが、（この度の最高裁決定によって）より一層の重みを持つことではないかと思えます。

この判例が社会全体で真に生かされ、飲酒運転による被害の根絶が成されなくては、尊い犠牲に報いることになりません。クルマを凶器とさせない社会の実現を、強く願い訴えるものです。（前田）

小樽飲酒ひき逃げ事件の経過

- 2014年 7月13日 小樽市銭函の市道で、海水浴帰りの女性4人がひき逃げされ、3人が死亡、1人が重傷を負った
- 14日 小樽署が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）と道交法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）の容疑で〇〇〇〇容疑者を逮捕
- 8月 4日 札幌地検が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）などの罪で〇〇容疑者を起訴
- 20日 被害者家族らが同法の危険運転致死傷罪の適用を求める要請書を地検に提出、署名活動を開始
- 9月 2日 被害者家族らが地検に1回目の署名提出
- 24日 被害者家族らが最高検に上申書提出
- 10月24日 札幌地検が同法の危険運転致死傷罪に訴因変更するよう札幌地裁に請求
- 11月 7日 被害者家族らが地検に6回目の署名提出。累計の署名数は7万7858人分になった
- 13日 札幌地裁が訴因変更の請求を許可
- 15年 7月 9日 札幌地裁が危険運転致死傷罪を適用し、〇〇被告に求刑通り懲役22年の判決
- 11月26日 道議会が飲酒運転根絶条例案を全会一致で可決。12月1日施行。事故発生日の7月13日が「飲酒運転根絶の日」に
- 12月 8日 札幌高裁が、〇〇被告の控訴を棄却
- 17年 4月20日 最高裁が18日付で〇〇被告の上告を棄却したことが明らかに。懲役22年の判決確定へ

小樽ひき逃げ懲役22年



亡くなった沙耶佳さんの仏前で、心づるを語る父原野和則さん＝20日夜、岩見沢市

危険運転適用の一步に

「最高裁も危険運転と認めてくれた」。小樽飲酒ひき逃げ事件で自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）などの罪に問われた〇〇〇〇被告(34)の上告棄却が明らかとなった20日、死傷した女性4人の家族はまさかと思いで一つの区切りを受け止めた。事故原因を「飲酒の影響だ」とした一審判決がこれで確定することとなり、ほかの飲酒事故裁判への波及を期待するものの、娘たちを失った悲しみは消えない。

（一面参照）

遺族ら悲しみは癒えず

「今回の事件が判例となり、危険運転致死傷罪の適用が難しい現状に対し、道を切り開く一歩になれば。そうあってほしい」。上告棄却の知らせを受け、当時29歳の一人娘沙耶佳さんを亡くした原野和則さん(64)は、岩見沢市には、そう取材に答えた。

危険運転致死傷罪を巡っては、捜査機関が「飲酒の影響」を認定できず、最終的に「脇見」を原因とする過失致死傷罪の適用に終わる事例が相次いでいる。

〇〇被告も当初は過失致死傷罪で立件されたが、原野さんが約7万8千人分の署名を集めた結果、危険運転致死傷罪に訴因変更された。

一、二審判決は、スマートフォンを15、20秒も見ながら運転したという〇〇被告の「脇見」そのものが、正常であれば考えられない

2017年4月21日付 北海道新聞

- 6 -

寄稿

あの夏の日 ～小樽4人死傷事件 最高裁決定に思う～

代理人 弁護士 山田 廣

あの夏も暑い日でした。まだ蒸し暑さが残る夕刻、海水浴を終えてビーチから雑木林の帰り道を歩いていた仲よし4人の背後から、突然、60キロ近い速度の飲酒運転の車が襲いかかりました。3名がほぼ即死、1名が重傷という大惨事です。加害者は被害者らを救助するどころか、車を止めることもなく現場から逃走しました。

小樽飲酒ひき逃げ事件では、被害者遺族の原野さんご両親の代理人を務めさせていただきました。事件からほぼ1年が経過した平成27年7月3日、裁判に被害者参加した遺族らの意見陳述が行われましたが、私は今でも遺族らの悲痛なこころの叫びが耳から離れません。

陳述の前に遺族らの希望により、亡くなった3名の娘さんと重傷を負った娘さんの写真が裁判員のモニター画面に映し出されました。事件がいかに悲惨なものであるか、また両親がどれほど悩み苦しんでいるか、市民である裁判員に十分にわかってもらいたく、写真の映し出しを裁判所に申し入れたのです。

亡くなった3名の写真は、原野さんが小樽署から遺留品の引き渡しの連絡をもらい、署の一室で娘さんの身に着けていたものを血眼になって探したとき、遺留品の中からデジカメが見つかり、その中に残されていたものです。撮影者は重傷を負った娘さんです。撮影時間は7月13日午後3時49分とあります。事件の発生が4時28分ですから、亡くなる39分前の笑顔の写真です。きっと撮影していた友人も笑顔だったにちがいません。



遺族らの意見陳述は、裁判所から一家族20分の時間をいただきました。

遺族の方々の陳述中、法廷は静まりかえり、傍聴席のあちこちから嗚咽が聞こえ、裁判員の方も何人も泣いておられました。悲嘆にくれる遺族らの気持ちが手に取るようにわかるもので、傍にいた私も、この事件の結果の重さに胸が押しつぶされそうな気持ちになったのを覚えています。遺族らの陳述は翌日の新聞に2面を使い全文が掲載されました。飲酒運転事故の恐ろしさと、言葉では言い表せないほどの被害者の苦しみに誰もが胸を打たれました。

今年4月18日、最高裁が被告人の上告を棄却し、懲役22年の刑がやっと確定しました。

しかし、先日、上告棄却後の4月28日、原野さんご両親が事件現場に出向き、花束を供えた帰りの車内で、悦子さんがくも膜下出血で倒れたことが報じられました。悦子さんは事件後、娘さんの死を受け入れることができず、絶望から心身に異常をきたし、長年勤めた仕事をやめられておりました。その後の長い裁判など、心身ともに疲れたことが原因と思わざるを得ません。判決の確定は気持ちの一つの区切りになるはずでしたが、和則さんは「それすらできなくなった」と話されました。胸が痛みます。

アルコールの影響は身体の機能よりも、先に精神の機能に表れます。つまり運転自体はできても、自制心が喪失し、注意力、判断力が確実に減退するということです。

「オレは飲んでも運転できる」、これが大きな誤りであることを、小樽飲酒ひき逃げ事件は教えています。

(やまだ ひろし)

報告

砂川事件 札幌高裁は控訴棄却

- 〇〇被告は懲役23年確定
- 〇〇被告は不当にも上告

2017年4月14日、札幌高裁、高橋徹裁判長は、一家5人を死傷させた砂川事件（2015年6月6日、砂川市）の両被告に「本件控訴を棄却する」との判決を下しました。高裁でも正義は貫かれました。しかし〇〇被告は不当にも上告、確定まではなお時間を要します。（昨年11月10日の地裁判決は会報52号）

2017年4月15日付 北海道新聞

資料 交通犯罪に対する刑事罰の現状 弁護士 青野 渉

法改正の経緯と概要

かつての法律と比較してみると、交通犯罪に関しては、法定刑は重くなり、以前は処罰されなかった行為も処罰されるようになっている。

自動車の運行による人の死傷に対する罪は、かつては「業務上過失致死傷罪」という罪名であり、現在の危険運転致死傷罪に相当する行為も「過失」として裁かれ、1968年までは最高刑が懲役3年であり、68年以降は懲役5年に引き上げられた。

その後、悪質な交通犯罪に対する罰則強化の声があり、2001年に危険運転致死傷罪が成立した。結果的加重犯と言われるが、刑法の傷害致死罪と同じ故意犯として扱われ、危険運転致死罪の最高刑は懲役15年（致傷罪は10年）とされた。

2005年に刑法典全体の改正が行われ、有期懲役の上限が懲役20年となったことに伴い、危険運転致死罪の最高刑が懲役20年（致傷罪は15年）となった。

2007年の改正で、それまで業務上過失致死傷罪で処罰されていた交通犯罪について、刑法の中に、罪名を「自動車運転過失致死傷罪」とする条文が新設され、法定刑も最高刑が懲役7年に引き上げられた。また、同年の道路交通法改正で、飲酒運転をすることがわかっているながら車両を提供したり、酒を提供する行為、同乗して運転させる行為も処罰の対象となった。

2013年の改正で、刑法から独立した「自動車運転処罰法」が立法された。過失の場合は「過失運転致死傷罪」という罪名となった（最高刑は変わらず懲役7年）。

同時に、従来の危険運転致死傷罪のほかに、アルコールの影響がより低い危険運転致死傷罪（3条）が新設され、逃げ得を許さないためのアルコール影響等発覚免脱罪（4条）も新設された。



1968年	業務上過失致死傷罪 (最高刑3年)	
2001年	業務上過失致死傷罪 (最高刑5年)	
2005年	危険運転致死傷罪 (死亡の場合は最高刑15年) (傷害の場合は最高刑10年)	
2007年	自動車運転過失致死傷罪 (最高刑7年)	
2013年	過失運転致死傷罪 (最高刑7年)	アルコール等発覚免脱罪 (最高刑12年)
(参考) 2007年改正で、危険運転致死傷罪の対象にバイクが追加 2007年の道路交通法改正で、飲酒運転に対する罰則強化(酒酔いの最高刑が3年→5年に引き上げ等)があり、飲酒運転に関係する者も処罰することとした。具体的には、同乗する行為、酒類を提供する行為、車両を提供する行為の一部が処罰対象になった。 2007年の道路交通法改正で救護義務違反(ひき逃げ)の最高刑が5年→10年 2013年改正は、自動車運転処罰法という新法の形になり、刑法から独立し、危険運転に新しい類型を加え、またやや軽い危険運転も新設した。さらに、無免許運転の場合に刑が加算される新规定を作った。		



最近の事例で、適用が問題になった事件

- 危険運転致死傷罪
 - (1) 福岡事件 (2006年8月25日)
 - (2) 小樽4人死傷事件 (2013年7月13日)
 - (3) 旭川飲酒暴走事件 (2016年5月4日)
 (p4, 5に詳述)

- 発覚免脱罪、適用事件
 - 小樽 斉藤勝彦さん被害死事件
(2016年3月16日)
判決：懲役5年 (p1, 2参照)

判決によれば、被告人は、信号機のある交差点で、携帯電話の操作に気をとられて、赤信号を見落とし交差点に進入し、横断歩道を横断中の被害者をはねて死亡させ、さらに飲酒運転の発覚を免れるために逃走した、という事案である。

この事件のほかにも、発覚免脱罪は全国で相当数の適用例(平成27年は、致死5件、致傷112件)があり、この法律には「逃げ得」をなくすために大きな意義がある。この罪の適用の報道等が行われることで、抑止効果もある。

(適用されなかった事例など省略)

※本「資料」は、5月13日の当会の交流・学習会での講演レジュメの一部を抜粋させて頂いたものです。

2017年 定期総会・交流会開く 5/13

発足以来18回目となる定期総会・交流会は、5月13日、かでの2・7を会場に、21家族、27人の出席で行われました（会員家族数120）。

司会は世話人の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。

総会議事は今年も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2017年度の活動計画・予算・要望事項が提案通り承認されました。役員は新たに真島勝彦さんが副代表に選出されました。再任の前田代表、内藤・高橋両副代表、そして、世話人各氏で力を合わせ、運営に当たります。



代表挨拶

前田 敏章

本日の出席者の中に、事件から未だ1年2ヶ月、本当に大変な中参加されている斉藤さんのご遺族が居られますが、資料の斉藤達典さんの法廷での意見陳述は痛切です。

「あなたが生きようとしている明日は、兄が生きなかった明日です」とあります。

私たちが必死に求めて来た刑事裁判における被害者参加制度（平成20年施行）で、こうした想いを公の法廷で述べる事が出来、少しずつですが、判決にも反映されるようになってきました。

先月末には、3年前の小樽銭函事件の最高裁決定が報じられました。飲酒の影響によって脇見となった場合が危険運転で裁かれるという、今後の刑事司法に大きな影響を与える貴重な判例となりました。

辛い中、私たちが、活動を続け、このように集うのは、少しずつですが着実な社会の変化を確信に、絶望することなく、「こんな苦しみ悲しみは私たちに終わりにして欲しい」との共通の思いで、支え合い、前を向くためであると思います。被害者の尊厳と権利、交通死傷ゼロを求める私たちの活動は、あるべき社会（社会正義）実現のための活動です。

出席できない遠くの会員、体調が優れない方、入会されずとも会の活動を遠くから見守っている多くの方々を一つにして、粘り強く進めましょう。

来賓挨拶

北海道警察本部 交通部

管理官 坂本 則夫氏

会発足以来、交通事故ゼロを目指し、自らの体験を通じて交通事故の悲惨さを広く訴えるなど、日々尽力頂いておりますことに、感謝申し上げます。

昨年、道内で交通事故に亡くなられた方は昭和以降最小の結果となり、少しずつ前進していますが、いまだ158人もの方が亡くなり、1万3千人の方が怪我をしている現状があります。

最近、世間の耳目を集める話題に、高齢運転者の事故がありますが、3月12日に道路交通法の一部が改正になり、運転適性がより厳格になりました。

自動運転車両の開発もありますが、警察と致しましては、身勝手な運転、安全不確認による事故、飲酒運転など、その芽を摘むことを職務としており、今後も取り締まりや、事件捜査、そして啓発活動など、強力に推進し、事故の根絶を目指してまいります。

皆様方におかれましても、事故撲滅のため引き続きご尽力のほどよろしくお願いいたします。



(一財)北海道交通安全協会

常務理事 新谷 恵司氏



昨年、改訂に世話になった手記集「癒されぬ輪禍パートⅢ」は、7万6千冊以上の注文を受けており、多くの皆様に読まれています。

本年度新たに取り組む事業を説明させていただきます。

一つは、飲酒運転根絶を呼びかけるパソコン用マウスパッドを活用した啓発です。今回3千枚を作製し、全道のビジネスホテル等に提供しております。

二つ目は、後部座席のシートベルト着用を促すプレートの作成です。運転席と助手席のシートベルト着用率は95%を超えていますが、後部席の着用率は、一般道路で36%、高速道路で71%と言う実態にあります。そのため、後部座席に乗車した方の目線の位置に取り付ける啓発用プレートを7千5百枚作り街頭啓発を通じて装着することにしております。

三つ目は、高齢ドライバーの安全運転競技大会の開催です。自身の注意力や判断能力の自覚を促し、安全で安心な交通社会に寄与できればと思っています。

本日の総会が盛会裏に行われますことと、皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。

会員交流会の報告 ①

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の交流・学習会には会員25人が出席。最初に、青野渉弁護士より「交通事犯に対する刑事罰の現状」(p8)の講演をいただき、会員からの特別報告は、飲酒ひき逃げ事件でご長男を奪われた斎藤さん(p1)にお願いしました。

その後は、恒例となった「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」という全体テーマの自由な交流に移り、各自の近況報告も兼ねた発言によって、明日からの勇気を共有できる交流と学習ができました。誌面の関係で要約を紹介します。



■ 飲酒ひき逃げに厳罰を求める会で、長年「逃げ得」を無くす法律の改正など求めてきた。発覚免脱罪など新たな法律も出来たが、適用されない

事例や軽い刑など、変わらない裁判の度に辛い。

道内で初めて発覚免脱罪の適用となった斎藤さんが、苦しい中連絡をしてくれて、本日、息子さんと一緒に出席してくれたことに感謝したい。

■ 「交通事故調書の開示と公正な裁きを求める会」で道外の飲酒運転被害事件など支援しているが、当然危険運転致死傷罪や発覚免脱罪が適用されるべき悪質な事案であるのに、適用されない事例がある。命を奪われているのに、その罪が財布を盗んだ罪より軽いという交通犯罪の量刑の軽さに愕然とする日々を送っている。

■ 高校生の時の事故で、50歳を過ぎてから歩くのも辛くなった。何十年も経って高次脳機能障害の診断も得られたが、資料を集めて事故との関係を認めてもらうのが大変だった。主人も高齢となりこれまでのような介護が難しいので、区役所やコロポックルに何か良い方法はないかと相談している。

■ 事故が起きたら警察や保険会社がきちんと対応してくれると思っていたが、そうではなかった。この会の集まりに出て叱咤激励される。

■ 皆さんとお会い出来ることを楽しみに参加した。平成3年の事故なので、長い間苦しんでいる。後遺症で歩行障害や、めまい、けいれんがあることがわかったのが北大のリハビリ科。しかし損保会社には認められず、とても悔しい思いをした。

■ 私の場合は、大学生のときに当時付き合っていた人が、日勝峠で鹿の死体を避けようとして事故死したことで発足直後に入会した。年月が経っても決して忘れられない。

■ 青信号の横断歩道を渡っていた姉がはねられ、加害者は禁固2年6月、執行猶予4年だった。違反前歴6件の加害者にどうしてこんなに軽い刑なのか。17年前に兄も同様の事故で被害死している。運転手が

交通法規さえ守ってれば、と強く思い、家庭・職場・街ぐるみでの交通安全を願い、地域でののちのパネル展など取り組んでいる。

■ 息子が亡くなって20年になるが、昨日のここのよう。自動運転車だが、北海道では雪道の問題もある。システムが働かなかった場合どうなるのだろうか？、その責任は？、という疑問が常にある。

■ 母の事件から15年になる。毎年新しい会員との出会いがあるが、会の主旨である事故ゼロを思うと複雑。私が命のある間に被害ゼロの社会は来るのかとつくづく思うが、その日を目指して活動したい。

■ 昨日は亡くなった姪の39歳の誕生日だった。今も沢山の人が理不尽に命を奪われ、怪我をしていると思うと、(諸施策は)立ち止まってはいいないが、これまでの犠牲が真に活かされているのか？と感じる。

これからも微力だが頑張りたい。

■ 息子が被害に遭い、遷延性意識障害となってから9年目。事故で傷害を受けた本人も家族も非常に厳しい毎日。この会で、気持ちを吐露できる場があることを有り難く思う。遷延性意識障害の患者数は(病気が原因の人も含め)全道で2000人と聞く。希望の持てる治療を望む。



■ 娘が大学を出て半年足らずで、ひき逃げによって殺されて4年になる。警察で婦警さんがお腹の大きい加害者の妻を連れて来て、会わせられた。啞然とした。その人は案の定裁判で証人として出廷し、夫を赦して欲しい、子どものために刑を軽くして欲しいと訴えていた。理不尽であるとずうっと思っている。(執行猶予のついた)軽い判決だったが、私の中では裁判は終わっていない。今も目撃情報を求めるチラシをカバンに入れている。時効は未だなので、もう一度裁判を起こしたい。

■ 2010年、息子が危険運転のトラックにはねられた。(警察は)複数の目撃者を探してくれて、加害者の嘘の言い逃れを許さず、殊更に信号無視という故意性を認めさせた。判決は求刑の半分の5年だった。裁判員裁判は量刑不当では控訴出来ないという通達

会員交流会の報告 ②

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

があり、中々遺族の思いは伝わらない。加害者は、服役を終えて謝りに来たときに「(判決を聞いて)罪は軽いと感じた」と自ら言っていた。まだまだ、私たちが活動すべき課題は沢山ある。

■ 18年前、道新に載った道警の手記募集がきっかけでこの会に参加している。設立に向けての発起人会が道警本部で数回行われた。当時から暖かく接してくれた道警の方に感謝している。亡き主人を、心の中に生き続けさせなくてはならないと強く思う。

■ 亡くなった息子のことがあるので、子どもの安全のことでは、これから、外に向けて声を上げていきたい。

■ 私も入会時にお世話になったので、この会が少しでも心の拠り所になれば、とってお手伝いをさせてもらっている。

■ 初めて参加された斎藤さんの勇気に感謝する。ここでは、泣いても笑っても良い。私たちが良い意味で活用して欲しい。未来の自動運転車でなく、今、安全に使える車にして欲しい。

■ 息子を亡くして悲しいが、いつか息子に会えると思ひ、今を生きなくてはならない。そんな想いを話せる場はここしかない。交通事故を少しでも減らせ

たらと思ひ世話会に参加させてもらっている。

■ 昨年網膜剥離になったが、原因は急激なストレス。初期症状の時、息子が交通事故で入院していた。

■ ある新聞の社説に、「(加害者には)忘れられる権利がある」と書かれていたのを読み、怒りを感じた。知る権利があることを、息子の事件当時は知らなかった。息子の状況を救急隊に聞いたら「裁判の証拠となることを今ここで話すことはできない」と言われた。ドライブレコーダーの普及など、少しずつ良くなってはいるが…。同じ被害を出さないで欲しいという願いで、いのちパネル展の活動を続けている。

■ 最近、諸澤英道先生の「被害者学」という本を読んだが、その中に、被害者には知る権利と、そのことを知らされる権利があるという指摘があった。「司法の壁」についても知らされるのが大切。

弁護士会は10月に滋賀県で犯罪被害者支援をテーマにシンポジウムを行う。支援制度のまだ達成していない課題など話し合うが、私も運営委員としてしっかり取り組んでいきたい。



*** 道内各地から

(出席できない) 会員のお便り

◆交通事故ゼロを目指しての活動、本当にご苦労様です。会報も53号。なんとか悲しみのない北海道にしたものです。(札幌市 SA)

◆いつもお便り拝見しています。今年こそ、私たちが経験した悲しい事が少なくなりますように願っています。(札幌市 NT)

◆毎回会報の送付ありがたく思います。体調すぐれず、今回も欠席です。ご出席の皆様にはよろしくお伝え下さいませ。お互い、体に気を付けて暮らしてまいりましょう。(江差町 YS)

◆都合がつかず、欠席させていただきます。申し訳ありません。(旭川市 NH)

◆いつもご苦労様です。子どもの学校行事のため、欠席させていただきます。(上川町 SM)

◆いつも会報を送って頂き感謝申し上げます。(札幌市 ST)

◆誠に申し分けないですが、退会致します。今まで貴重な資料を送って頂きありがとうございました。(札幌市 IT)

◆厳しい冬が終わったにもかかわらず、無念に人生を断ち切られた亡父の命日

がめぐってくる春は、いつもせつない時期です。どうか、会の皆様はじめ、全ての被害者の未来が、明るく希望を持って生きられるように成ることを願ってやみません。(札幌市 SY)

◆いつもお世話になっています。残念ですが仕事の都合で欠席します。ご出席の皆様には、くれぐれもよろしくお伝えください。(旭川市 YY)

◆体調がすぐれず、欠席致します。役員の皆さま、会のために尽力いただき感謝申し上げます。(札幌市 HT)

◆息子の介護等の裁判が行われ、裁判所から和解案の提示がありましたが、被告側が受け入れず、5/26判決になります。5/13は夫婦共に仕事のため出席できません。(札幌市 TH)

◆いつも会報をありがとうございます。交通事故で悲しむ人が増えないように、なくなるように、活動を頑張ってほしいと思います。(大阪府 KR)

◆いつも会報を送って下さり、有り難うございます。(釧路市 OM)

◆障害をもつ人への送迎をしています。運転になってしまって注意をおろそか

にしてしまう自分に気づきます。ひとつの事故が起こったら航空機の事故と同じように検証し、操縦者の資質と技能のハードルを高くしていかなければ、この車社会の中で人の生命が犠牲にされていきます。運転するということは加害者になる可能性を自分でひき受けなくてはならないのなら、やはりいつか運転免許を返上することが必要だと思っています。(札幌市 KK)

◆娘の死は突然で、悲しく辛く、以前のように何をしても心から楽しめずいます。私もドライバーの身、安全運転は心がけます。(美唄市 IT)

◆当日は公務のため出席できず残念です。事故のショックからも少しずつ回復し、がんばっています。会の皆様も、健康に留意され、前向きな気持ちで生きましょう。(札幌市 MM)

◆今回は、都合がつかせませんが、次回は参加させて頂ければと思っています。(札幌市 MY)



交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2017年5月 北海道交通事故被害者の会

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は1～2週間以内）に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTやMRIなど画像検査および薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-5 公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪など自動車運転処罰法に関わる犯罪も加えること。

3 被害者の①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利④被害から回復する権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から被害者参加制度の充実をはかること。公判前整理手続への被害者等および被害者参加弁護士の出席を、運用のみならず制度として明記すること。さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。

自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療養センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4 交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1 自動車は、その運転方法いかんによっては、凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により明らかである。危険な運転行為を行い、その結果、死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。同じ過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条に残された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者にはアルコール依存症検査を義務づけることや「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。飲酒運転をさせない、許さないという国民意識の形成と具体的施策を推進すること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の徹底と診断義務の拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じることに。ために、運輸安全委員会の調査対象にアクセルとブレーキの踏み間違い事故など一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。政府および道の交通安全基本計画の専門委員に交通事故被害者団体からの委員を加えること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと、幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とする「ゾーン30」など交通静穏化と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生動物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。「自動運転車」のような、一部の「未来の」クルマではなく、規制速度遵守の段階別速度抑制装置（リミッター）など、全てのクルマを対象にした安全運転支援施策を急ぐこと。自動ブレーキや道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術（ISA）等の普及と実用化を早急に図ること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和と政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5 事故原因究明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

※下線部は改訂箇所

どの地域でも 必要な支援を受けられるように シンポジウム「考えよう 市町村における被害者支援」に100人 7月24日・札幌市「かでの2・7」

本シンポの主催は「被害者が創る条例研究会」(注1)ですが、犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)の参加団体としての当会が、北海道での開催を強くお願いして実現しました。(当会は協力団体)

会場には、当会会員(17人)をはじめ、後援頂いた、道、札幌市など自治体や道警(22人)、弁護士会(12人)、札幌・旭川・函館の被害者相談室など支援団体(15人)他、一般参加を含め約100人が集まりました。



- 基調講演 諸澤 英道 常磐大学元学長
「被害者にやさしいまち、冷たいまち」
- 被害者の声 生井 澄子
「長女を殺人事件で奪われて」
- パネルディスカッション パネラー
※コーディネーター 鴻巣 たか子・諸澤 英道
能登 啓元 明石市職員・市民相談室室長・弁護士
木本 克己 横浜市職員・臨床心理士・精神保健福祉士
生井 澄子 札幌西区信金職員殺人事件遺族・宙の会
高山 一枝 犯罪被害相談員
亀田 成基 道 暮らし安全局 生活安全課 主幹
廣川 衣恵 札幌市市民文化局男女共同参画課課長
- 総括発言
内藤 裕次 北海道交通事故被害者の会 副代表

10年ぶり、諸澤英道氏が札幌で講演

諸澤先生が北海道で講演するのは、2007年の当会主催フォーラム(会報25・26号)以来です。

先生は、「1985年の国連被害者人権宣言の基本理念は、被害者問題が権利問題であるということであったが、日本では行政や支援団体においても十分に理解されていない」と指摘。基本法制定後の自治体における支援の充実が課題と強調されました。

続いて、生井澄子さんが、27年前の事件のこと、公訴時効廃止を求めるたたかいのこと、求める支援のことなどを「被害者の声」として発言。

パネル討論で、課題鮮明

パネル討論は、「被害者が求める保護と支援に対して、自治体はどのようなことができるか?」「窓口を充実させるには?」「必要な連携協力は?」「被害者条例に入れるべき条文は?」などをテーマに、会場発言も含め熱心に討論。明石市、横浜市の進んだ取組紹介に、参加者は大きく頷いていました。

以下に、討論後半での、当会会員の能勢さんの発言と関連発言を紹介します。

■ 能勢：会場発言(当会会員)

「5年前に11歳の息子が交通事故にあい、遷延性意識障害となり、話も出来ず、手足も動かさない。

市の福祉制度や各種サービスを知ることが出来たのはようやく昨年ごろからで、特別児童扶養手当も遡っては受けられず、「知らなかったのです。どこに聞けば良かったのでしょうか」と尋ねるしか無かった。こちらから求めなければ中々情報は入って来ない。動けなかった自分が悪かったと後悔している。行政から手を差し伸べてくれるとありがたい」

■ 諸澤：コーディネーター(被害者学)

「被害者の権利で最も大切なのは、知る権利とそれを知らせてもらえる権利。被害間もない頃にパンフを渡され『連絡下さい』では、知る権利とは言えない。(行政に)コーディネイトする人がいて、『こういう場合にはこういうことができます。必要であればご連絡下さい』と説明しなければならぬ。」

■ 木本：パネラー(横浜市職員)

「被害者の方は、困りごとが沢山あるので、申請された事だけでなく、『他に何かお困りごとないですか?』と、声掛けすることが大切。横浜市の場合は、犯罪被害と分かった時点で、区役所の方から『こういう方がおられます。話を聞いてあげて下さい』

と、市の専門相談窓口で連絡が来る」



道知事も「支援条例の検討」を明言

折しも、今年3月の道議会で高橋はるみ知事は、支援条例の制定を求めた大越農子議員の質問に、「検討を進める」と答弁しており(注2)、道の暮らし安全局も、当会を構成員に加えた「犯罪被害者等支援懇談会」で、検討を始めています。

この日のシンポジウムが、今後の支援の充実に活かされるものと確信します。(前田記)

注1)「被害者が作る条例研究会」：地方公共団体による支援の充実等を目的に、犯罪被害者や研究者(諸澤先生など)、行政関係者で作る研究会。「基本条例案」を作成し、全国各地でシンポジウムを開催。今年7月には新しく「すべてのまちに被害者条例を」を発刊。
注2)高橋はるみ知事答弁：「(他府県の例など参考に)被害者団体、支援団体、有識者からご意見を伺いながら、…条例の検討を進める」(3月8日定例道議会)

投稿

私、車を止めましたパートⅡ & パネル展 千歳市 荻野 京子

車の運転を止めてから、4か月半たちました。失敗談がたくさんあります。

1. 土曜日に、バス停で待っていてもバスが来ません。平日のつもりでいて、バスが来るはずがありません。タクシーを呼ぶことになります。

2. 札幌から千歳へバスで帰ろうとして、バス停で待っていると、千歳空港行きが来ましたので、乗車しましたら千歳駅に止まらないことが分かり、途中下車しました。ドライバーの方に、認知症の人と思われコンコンと説明され、里塚で降ろされました。

3. 約束の時間を間違えて、千歳から野幌までタクシーを飛ばし8,000円以上の出費になりました。

まだまだありますが、精神的な苦痛もしばらく続きました。夢の中で運転していたり、車があったら5分で行けるのにとか、買い物に行って、どっさり買ってしまい車のないことに気づき、がっかりして重たいカートを引きずってきました。

現在は、車の事故のニュースを見るたびに、止めて良かったと心から思えるようになりました。

千歳市の行政サービスも75歳以上の人に、10,000円の交通費等の助成もあります。平成28年10月からバス料金の見直しがあり、乗継券の100円サービス、1.3キロ以内の100円バス料金の設定もでき、10時から4時の間の高齢者割引もあり、車の無い不便さが徐々に解消されました。失敗談はまだまだ続くでしょうが、何とかクリアしそうです。車が無くても、老いの現在を楽しむ方向で、これからの人生をのんびり安全に生活しようと思います。

千歳で第3回パネル展を開催しました。1・2回と比べて市の職員の方が、とても親切に対応してくださり、大変、開催がスムーズにいきました。最終日に千歳市の選挙があり、期日前投票会場作りのためパネルの場所の移動も職員の方が全部してくださいました。千歳民報から取材の電話がはいたり、市の広報に掲載したことで反応が大きかったです。掲載場所も一番上の目立つところにあり、嬉しい限りでした。

足腰の動くうちは、なんとか継続したいと思っています。小野さん、内山さんありがとうございました。

車が無くても生きて行けます。むしろ事故を起こす心配が無く、ゆったりと人生を歩むことが出来る気がします。やっと車の無い生活を満喫すべく、亀のようにのんびりと、日々を過ごすことが出来そうです。

車を止めるには、惚けないうちに判断することが、一番大切だと思います。事故の無い社会を、皆の力で実現したいものです。



7・13 飲酒運転根絶の日

7月13日は、3年前小樽市銭函で起きた3人死亡1人重傷という悲劇を機に、道条例が定めた「飲酒運転根絶の日」の2年目でした。

この日、道および各総合振興局は、札幌をはじめ全道各地で決起大会を開催しましたが、以下の会場では、当会会員が今年も飲酒運転根絶と交通死傷ゼロを強く訴えました。

◆ 胆振地区：室蘭プリンスホテル（120人） 白倉 裕美子さん↓（道新7/14）

「飲酒運転根絶」胆振でも決意
室蘭で大会
胆振地区交通安全推進協議会（会長・本間研一胆振総合振興局長）と胆振総合振興局は13日、「飲酒運転根絶の日」に合わせ、室蘭市中央町1の室蘭プリンスホテルで地区決起大会を開いた。



「根絶の日」は2014年7月13日に小樽市内で起きた飲酒ひき逃げ事件を契機に同年12月制定された。決起大会は今年で2回目で、室蘭市員や同振興局員など約120人が参加。冒頭、同振興局の坂野雅人副局長が「飲酒運転をなくすために道民一人一人の意識が重要」とあいさつした。

◆ 宗谷局：宗谷合同庁舎（100人） 山下 芳正さん↓（道新7/14）

飲酒運転ゼロへ誓い
根絶の日 稚内、留萌で決起大会
【稚内、留萌】道の条例で定めた「飲酒運転根絶の日」の13日、宗谷総合振興局（稚内市）と留萌振興局なども決起大会を開き、参加者はあらためて飲酒運転ゼロを誓った。



稚内では宗谷総合振興局で開かれ、約100人が参加。大会では北海道交通事故被害者の会の山下芳正さんが「稚内市」で講演した。2003年4月、当時19歳だった長男博之さんを交通事故で亡くした山下さんは「運転は容易だと考える人が多いから、交通事故はなくなりたくない」と涙ながらに訴えた。

7・13 飲酒運転根絶の日

◆空知局：岩見沢文化センター（100人）

高石 洋子さん（談）

講話は15分という短い時間でしたが、2年前にも機会を与えてもらっているの、次のことを強くお願いしました。

法改正されても後を絶たない悲惨な事件に胸が痛む。毎年参加されている方もおられるが、それぞれの立場で、根絶するために出来ることは何か、考え行動して欲しい。一般市民の方が多数参加される決起大会になればと思う

◆上川地区：旭川市大雪クリスタルホール

（400人） 伊藤 博明さん ⇒ ⇒
（道新 7/14）

3・6街で啓発グッズ配布
根絶の日 旭川でも決起大会



飲酒運転根絶の啓発グッズを配布しながら、居酒屋などを回る旭川中央署員ら

STOP 飲酒運転

道条例で定めた「飲酒運転根絶の日」の13日、旭川市内でも、飲酒運転による悲劇を繰り返さないでとを目標として、決起大会の街頭啓発が行われた。

旭川市大雪クリスタルホールで開かれた上川地区決起大会（上川総合振興局、旭川市、道警旭川方面本部主催）には、交通関係者など約400人が出席した。1005年に息子を事故で亡くした北海道交通事故被害者の会の伊藤博明さんが

（7）深川市が講演し、「『息子を思い出すか』と聞かれることがあるが、忘れたことはない」と今後も続く苦しみを吐露。「職場などで普段から飲酒運転はダメ、という空気をつくるのが大切」と訴えた。

旭川中央署は同日、3つの街の飲食店や駐車場、うちわなどを配布、「飲酒運転根絶に協力をお願いします」と呼び掛けた。

道警旭本によると、11月6月の同本部管内での飲酒運転摘発数は43件、人身事故は5件発生している。（武藤美香）

パネル展感想

「誰も涙を流さない未来を」

■ どうしてこう毎日毎日悲惨な交通事故が起き続けるのでしょうか？それは、人々の認識不足から来ていると思われま

す。車というものは刃物と同じように凶器であるという認識で日頃運転をしているのかどうか？

むき出しの凶器が今日も駐車場に並んでいます。車とはとても危険極まりない凶器なのです。それはピストルや刃物と同じかそれ以上の物と思っています。だからこそ運転者にその責があるのです。

猛スピードで走っている車は、それこそ街の中で刃物を振り回している狂人と同じという事を、小さい頃から認識させることが最も必要です。つまり教育です。学校でも普通教科として学ぶべき問題だと思います。人間の命は尊いものです。その命も一回きりなのです。

（西区民センターにて 70歳代男性）

■ パネル、全部読みました。涙が止まりません。失われた命がこんなにたくさんあるのに、毎日繰り返して起きる事故。自分の身に降りかからないと考えようとしな



西区民センター 5月28日

自分にも腹がたちます。冊子を頂いていって、家に置いておきます。繰り返し読もうと思います。交通安全。私もできることから、関われる所から行動していこうと思います。

（同上 60歳代女性）

■ 毎年読んでいますが、いつも最後には涙が止まらなくなってしまいます。

私も母を交通事故で亡くしています。小学5年生の時でした。悲しさ、寂しさ、辛さが身に染みてわかります。いじめにもあいました。（母なき子のような）

人の生命は一つです。私は看護師になり生命を守ろうと決めていました。一つでも生命が繋がればと思います。

（北陵高校学校祭にて 50歳代女性）

■ 普段ニュースで聞く“交通事故”というものが、どれほど悲惨なものかを知った。まさしく「事故」ではなく“犯罪”であり“殺人”

一体どれほどの人がこの現状を知っているのか。この「いのちのパネル展」で交通事故のおそろしさを痛感した。遺族や被害者家族声が、市に、国に届く未来が来る日を応援します。

自分にもできることは必ずあるので、交通事故の起きない社会、誰も涙を流さない未来を望みます。

（北大にて 18歳男性）

編集を終えて

■4月以降、会員関係の刑事裁判が相次ぎ、今号はその報告に多くのページが割かれています。

■小樽4人死傷事件は、3年目にしようやく最高裁決定という判例として確定されました。■忘れもしません。事件発生から3週間後の平成26年8月4日、札幌地検は、危険運転ではなくスマホ操作の過失事件として起訴したのです。愕然とし、あまりの司法の不正義にたじろぎました。しかし、ここで真実の声を上げなくては、会の活動を続けてきた意味がなくなると一念発起しました。仲間と相談し、青野弁護士らの助力を受けて確信の持てる要請書と署名用紙を準備した上で、被害ご家族に相談しました。高石さんが初めてご遺族を訪ねたのはお盆の最中の14日です。■その後の道のりは、会報45～49号、そして今号の山田弁護士の寄稿文の通りです。■辛く苦しかったのは、この事例がありながら、昨年5月、中島朱希さんを殺めた飲酒暴走事件を、旭川地検が過失運転で起訴するという不正義をくり返したことです。■幸い、ご遺族が早期に記者さんを通して高石さんに相談してくれました。私たちはこの時も、必死の思いで被害者連絡会を作り要請し、何とか訴因変更され、今号の裁判報告となりました。■中島康博さんの痛切な手記がありますが、私はこの裁判を傍聴し、改めて、飲酒による通常では考えられない異常な行動～クルマが無差別殺人の凶器となっている様～に、恐怖を感じました。それは同時に、若し被害者が声を上げなかったら、という恐ろしさでもありました。■その意味で、旭川事件の判決意義を、危険運転罪の公正な運用へ向けて、福岡と小樽の事件につなげて分析している青野弁護士の報告に勇気づけられました。■法や制度において「被害者の視点＝命の尊厳」にシフトする兆しは確かにあります。しかし巻頭手記で「とても納得はできません」と述べたの斎藤さんらの言葉も真実です。■7月24日のシンポジウムでの、諸澤先生の言葉「被害者問題は権利問題であるが、日本は欧米に比べて（進化の遅れた）ガラパゴス状態にあった」との指摘を聞いて、刑事司法における不正義、身近な市町村での支援の遅れということが、つながって理解できたような気がします。

■課題はなお多いですが、悲観も楽観もせず、仲間と社会を信じて、声を上げ続けることが大切と改めて思いました。(前)



会の目録

2017.4.1. ～ 8.15.



《会合など》

4/12、5/10、6/14、7/12 世話人会・例会
4/11 会報53号発行 5/13 定期総会・交流会
7/24 札幌シンポ「市町村における被害者支援」

《訴えの活動》

- ◆5/9 札幌市立陵陽中 5/11 札幌西陵高校 5/17 霧多布高校 5/19 奈井江商業高校 5/29 小樽商科大学 6/5 月形刑務所 6/12 北海少年院 6/19 旭川市立永山南中 7/4 札幌市立中島中 7/14 千歳高校定時制 7/20 羽幌高校 (前田)
- ◆5/12 美瑛高校 5/29 私立海星学院(室蘭) 7/13 空知振興局決起大会・岩見沢 7/24 琴似工業高校 (高石)
- ◆5/17 丘珠高校 5/19 砂川市立砂川中 6/23 苫小牧市立和光中 7/7 札幌市立丘珠中 7/11 旭川市立旭川中 7/13 胆振振興局決起大会(室蘭) 7/24 旭川市立旭川第2中 (白倉)
- ◆5/24 帯広白樺学園 6/7 白老町立白老中 6/28 札幌市立栄中 7/5 札幌市立厚別南中 7/12 伊達緑ヶ丘高校 7/20 伊達高校(真島勝)
- ◆7/13 上川地区決起大会・旭川(伊藤)
- ◆7/13 宗谷振興局決起大会・稚内(山下)
- 免許停止処分者講習
4/27・6/22 真島勝 5/18・7/27 前田

《いのちのパネル展》

- ① 4/6～12 北広島駅エルフィンパーク ② 4/17～23 東区民センター ③ 4/24～30 厚別区民センター ④ 5/8～14 白石区民センター ⑤ 5/15～19 千歳市役所 ⑥ 5/27～6/2 西区民センター ⑦ 6/16～19 JR手稲駅 ⑧ 6/20～23 北海道大学 ⑨ 7/6～8 札幌北陵高 (以下予定)
- ⑩ 9/14～22 留萌振興局 ⑪ 9/26 札幌駅地下歩行空間 ⑫ 10/2～10 室蘭市道の駅「みたら」

《是非ご参加下さい》

世界道路交通被害者の日 北海道フォーラム
「交通死傷ゼロへの提言 2017」

■11月19日(日) 13:30～16:30

■「かでる2・7」(北2西7) 520研修室

WHO(世界保健機関)が提唱した「世界道路交通被害者の日」(11月第3日曜)に連帯し開催します。

- ①ゼロへの願い(被害者の声) ②ゼロへの提言
- ③ゼロへの誓い、の3部構成です。

← 厚別区民センターでの「いのちのパネル展」4/24